

東葛総合法律事務所友の会会則

- 第1条(名称)** 本会は東葛総合法律事務所友の会と称する。
- 第2条(事務所)** 本会の事務所は東葛総合法律事務所内に置く。
- 第3条(目的)** 本会は会員の相互扶助の精神に基づき、親睦をはかりながら、会員が日常生活を営む中で直面する家庭、営業、金銭貸借、交通災害、環境問題、その他民事、刑事の法的諸問題について相談と解決に当たるとともに、政治、経済、社会、教育、文化、その他の諸問題に関する人権の確立・擁護をはかり生活環境の向上を目的とする。
- 第4条(会の事業)** 本会は前条の目的を達成するために、下記の事業活動を行う。
- 1 東葛総合法律事務所友の会主催による会員無料法律相談を行う。
 - 2 定期に例会（レクリエーションを含む）を開き、会員の交流を深める。
 - 3 会報を随時発行する。
 - 4 各種講演会及び研修会を開く。
 - 5 その他会員の要望をもとに、本会の目的達成に必要な活動を行う。
- 第5条(会員)**
- 1 本会に加入しようとするものは、入会申込書を提出するものとする。
 - 2 会員はいつでも任意に退会することが出来る。
- 第6条(会議)** 本会の会議は下記のとおり行う。
- 1 定期総会（年1回）
 - 2 臨時総会（随時）
 - 3 役員会（随時）
- 第7条(役員)** 本会に下記の役員を置く。
- ①会長1名 ②副会長2名 ③幹事若干名 ④事務局長1名 ⑤事務局次長1名 ⑥会計1名 ⑦監査2名
- 第8条(役員を選出方法)**
- 1 役員は定期総会において会員の互選によって選出する。
 - 2 役員任期は1年とし、再選を妨げない。
- 第9条(会計)**
- 1 本会の経費は会費及び寄付金をもってあてる。
 - 2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第10条(会費)** 会費は月額250円（年額3,000円）とする。
- 第11条(顧問)** 本会に顧問を置くことが出来る。
- 第12条(会則改正)** 会則の改正は定期総会による。
- 付 則** この会則は1997年4月12日から施行する。

東葛総合法律事務所友の会

☎271-0092

千葉県松戸市松戸1281-29 松戸東洋ビル5階

電 話 047-367-1313

F A X 047-367-1319